

千労基発 0416 第2号  
令和6年4月16日

建設業労働災害防止協会  
千葉県支部長 殿

千葉労働局労働基準部長  
(公印省略)

令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業における全国の死亡災害発生状況は、令和5年の死亡者数（確定値）は225人となっており前年の280人と比べ22%程度減少し、過去最少となる見込みであるものの、全産業に占める割合は死亡者数772人のうち29.1%となるなど、依然として高い状況を継続しています。一方で、千葉労働局管内の死亡災害発生状況は、令和5年の死亡者数は10人（確定値）と令和4年の8人と比べ2人増しており、死亡災害多発業種となっています。死亡災害は本来あってはならないものであり、なお一層の労働災害防止対策を推進することが求められています。

千葉労働局においては、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく措置の的確な実施、自主的な安全衛生活動の促進等を図ることにより、建設業における安全衛生対策を推進してきたところです。

このような中、2023年4月から2028年3月までの5年間を計画期間とする第14次労働災害防止計画（令和5年3月8日厚生労働省策定、令和5年3月27日公示）が策定されたところ、その2年度目である令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項が別添のとおり定められました。つきましては傘下の関係者等に別添の留意事項を周知いただく等、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

